

| | | |
|----------------|--|---|
| 第 6230 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 7月 2日 火曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 粉飾決算があった場合

Q：業種によっては粉飾決算をしている会社もあるとか。粉飾決算をした場合は、どのように取り扱われるのですか？

A：次のように取り扱われます。

【解説】

税務では、法人が申告・納付した法人税額が過大である場合には、税務署長が減額更正を行うとともにその過大に納付された法人税額を遅滞なく還付することになっています。

しかし、法人が事実を偽装して経理し、所得金額を過大に計算したうえ確定申告を行った場合には、税務署長は、その事業年度の法人税につき、法人が修正の経理をし、かつ、その修正の経理を行った事業年度の確定申告書を提出するまでの間は、更正しないことができます。

つまり、法人の申告した所得金額が過大であっても、粉飾決算に基くものである場合は減額更正しないという取扱いになっているのです。

また、万一税務署長が減額更正した場合でも、過大税額はただちに還付されず、その更正があった事業年度開始の日から5年以内に開始する各事業年度の納付すべき法人税額から順次控除することとなっています（ただし、更正があった事業年度開始の前1年以内に開始する事業年度の法人税額については、過大税額を限度として即時還付されることとなっています）。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】